

# 柔道整復師養成施設自己点検表

法 ……柔道整復師法  
 施行令…柔道整復師法施行令  
 指定規則…柔道整復師学校養成施設指定規則  
 指導要領…岐阜県柔道整復師養成施設指導要領

養成施設名  
 昼間夜間の別 昼間 夜間

本表は養成施設等の適正な管理・運営に資するため作成したものであり、定期的な更新を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各養成施設等においては直近の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。(平成27年4月1日作成、令和元年11月15日改正、令和4年10月1日改正)

自己点検	判定	確認書類								
<b>1 生徒に関する事項</b> (1) 修業年限は3年以上であるか。(指定規則第2条第2号) (2) 学則に定めた定員を遵守しているか。(指導要領6(1)) (3) ①、②の入所資格を有しないものを入所させていないか。 ①学校教育法第90条第1項に該当する者(指定規則第2条第1号) ②法附則第11項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者 ○旧中学校令による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令の定めるところにより卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 (4) 入学資格の審査は卒業証明書又は卒業見込証明書を提出して、確実に行われているか。 (5) 入学者の選考は、筆記試験、面接試験等により適正に行われているか。(指導要領6(6)) (6) 入学の時期について厳格な措置が取られ、かつ、途中入学が行われていないこと。(指導要領6(5)) (7) 転学は、指定施設の相当学年に相当すること。(指導要領6(5)) (8) 学生の出席状況が確実に把握されているか。また、成績証明書等については、進級又は卒業を認めていないか。(指導要領6(6)) (9) 卒業の判定に当たり、財団法人等による実技審査制度などにより実技能力の審査が適正に行われているか。また、卒業見込証明書は保存されているか。(指導要領6(7)) (10) 健康診断の実施、疾病の予防措置がとられているか。(指導要領6(8)) (11) 他の学校等における、既履修科目の指定は適切か。(指定規則別表第1の備考2)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	学則 募集要項 入学資格 確認書類 科目認定 規程類 科目認定 関係資料								
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">定員に対して1割までの超過は可だと認識している養成施設が多く存在するが、定員が1人でも超過すれば指導の対象となる。また、留年する学生がいる場合、その学生も含めて、学年定員を超過しないよう入学生を受け入れること。                          ※定員30名の養成施設で1学年に留年する学生が5名いる場合、入学生は25人までしか受け入れられない。</p> </div>										
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">成績証明書は成績に関する書類であり、卒業を確定させるものではないため、卒業証明書又は卒業見込み証明書と同等ではない。</p> </div>										
<b>2 施設設備等に関する事項</b> (1) 指定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(①～⑤すべてを満たすこと。) ①普通教室(同時に授業を行う学級の数を下らない数。(指定規則第2条第9号)) ○生徒一人につき1.65㎡以上(指定規則第2条第11号)) ②実習室(指定規則第2条第10号) ○生徒一人につき2.1㎡以上(指定規則第2条第11号) ○ロッカールーム又は更衣室を有すること。(指定規則第2条第12号) ○水道設備を有すること。(指導要領9(3)) ○生徒数人を一組として実習を行い得るように机及び椅子が配置されていること。(指導要領9(4)) ③柔道場(指導要領9(1)) ④図書室(指導要領9(2)) (2) 以下の器械器具、模型、図書並びにその他の備品を有しているか。(指定規則第2条第14号、指導要領9(7))	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	申請時の 平面図 校舎各室の 一覧表 備品類目録 図書目録								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">器械器具</td> <td>1 専門基礎科目用                              イ 生理学実習用機器(血圧計、聴診器を含む。)                              ロ 整形外科学・リハビリテーション医学実習用機器(赤外線治療器、ギプス等、温熱療法機器、角度計、握力計、背筋力計を含む。)                              ハ 救急外科学実習用機器                              ニ 装具(10種類以上、スプリントを含む。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">模型</td> <td>2 専門科目用                              イ 固定用具1式(副木を含む。)                              ロ 物理療法実習用機器(各種電法、低周波治療器を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">図書</td> <td>1 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む1000冊以上。)                              2 学術雑誌(電子書籍を含む10種類以上)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の備品</td> <td>ベッド及びその附属品(生徒3人につき1組以上)</td> </tr> </table>	器械器具	1 専門基礎科目用 イ 生理学実習用機器(血圧計、聴診器を含む。) ロ 整形外科学・リハビリテーション医学実習用機器(赤外線治療器、ギプス等、温熱療法機器、角度計、握力計、背筋力計を含む。) ハ 救急外科学実習用機器 ニ 装具(10種類以上、スプリントを含む。)	模型	2 専門科目用 イ 固定用具1式(副木を含む。) ロ 物理療法実習用機器(各種電法、低周波治療器を含む。)	図書	1 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む1000冊以上。) 2 学術雑誌(電子書籍を含む10種類以上)	その他の備品	ベッド及びその附属品(生徒3人につき1組以上)		
器械器具	1 専門基礎科目用 イ 生理学実習用機器(血圧計、聴診器を含む。) ロ 整形外科学・リハビリテーション医学実習用機器(赤外線治療器、ギプス等、温熱療法機器、角度計、握力計、背筋力計を含む。) ハ 救急外科学実習用機器 ニ 装具(10種類以上、スプリントを含む。)									
模型	2 専門科目用 イ 固定用具1式(副木を含む。) ロ 物理療法実習用機器(各種電法、低周波治療器を含む。)									
図書	1 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む1000冊以上。) 2 学術雑誌(電子書籍を含む10種類以上)									
その他の備品	ベッド及びその附属品(生徒3人につき1組以上)									
(3) 承認されていない部屋を使用していないか。また、承認のない変更を行っていないか。(施行令第4条第1項、指定規則第4条第1項) (4) 校舎は、原則として設置者所有のものであるか。ただし、賃貸借契約が確実かつ長期にわたるものは差し支えないこと。(指導要領9(5)) (5) 校舎は原則として他の目的に併用されていないか。(指導要領9(6))	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	申請書類 申請書類 申請書類								

柔道整復師養成施設自己点検表

自己点検		判定	確認書類																				
3 教員等に関する事項	<p>(1) 学校又は養成施設の長は、専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者であり、かつ、柔道整復師の教育又は養成に相当であると認められる者であるか。(指定規則第2条第4号)</p> <p>○「専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者」とは、他に常勤の職を有する者であることを意味し、大学の非常勤の講師等との兼務は差し支えない。(指導要領5(1))</p> <p>○「柔道整復師の教育又は養成に相当であると認められる者」として、以下のすべてに該当する者であるか。(指導要領5(1))</p> <p>ア 医事に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。</p> <p>イ 禁固以上の刑に処せられたことのない者であること。</p> <p>ウ 柔道整復師の養成に熱意及び能力を有する者であること。</p>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	<p>教員資格が確認できる書類(履歴書、資格証等)を適切に保管すること。 資格証等は原則として原本で確認を行うこと。</p>																				
	<p>(2) 教員及び専任教員の数は不足していないか。</p> <p>○指定規則別表第1科目の欄に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有しているか。(指定規則第2条第5号)</p> <p>○各科目を担当する教員は教育内容について以下の要件を満たす者であるか。(教員、担当科目ごとに確認すること。(指定規則第2条第6号、別表第2、指導要領5(2)、5(3)、5(5)))</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">基礎分野</td> <td>教授するのに適当と認められる者</td> </tr> <tr> <td>教授するのに適当と認められる者とは、次のいずれかに該当すること。</td> </tr> <tr> <td>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</td> </tr> <tr> <td>イ 担当科目について、教育職員免許法第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">専門基礎分野</td> <td>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</td> </tr> <tr> <td>1 医師</td> </tr> <tr> <td>2 教職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第65条の5に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者</td> </tr> <tr> <td>3 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した後、厚生労働大臣指定した教員講習会を終了した者(柔道整復術の適応以外の教育内容を教授する場合に限る)</td> </tr> <tr> <td>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</td> </tr> <tr> <td>ア 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td>イ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</td> </tr> <tr> <td>ウ 柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令(平成元年文部省・厚生省令第5号。以下「旧改正規則」という。)による改正前の指定規則別表第3「解剖学、生理学、衛生学(消毒法を含む。)、診療概論、臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">専門分野</td> <td>次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</td> </tr> <tr> <td>1 医師</td> </tr> <tr> <td>2 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</td> </tr> <tr> <td>上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。</td> </tr> <tr> <td>ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</td> </tr> <tr> <td>イ 旧改正規則による改正前の指定規則別表第3に規定する柔道整復師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</td> </tr> </table> <p>○指定規則別表第2専門基礎分野の項第3号に掲げる者については、社会保障制度、人体の構造と機能(解剖学のうち運動器系の構造に関する事項及び運動学のうち運動器の機能に関する事項に限る)、疾病と障害(リハビリテーション医学のうち高齢者運動機能の維持・回復に関する事項に限る)及び保険医療福祉と柔道整復の理念(医学史、関係法規及び柔道に限る)のみ教授できること。(指導要領5(4))</p>	基礎分野		教授するのに適当と認められる者	教授するのに適当と認められる者とは、次のいずれかに該当すること。	ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)	イ 担当科目について、教育職員免許法第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者	専門基礎分野	次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者	1 医師	2 教職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第65条の5に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者	3 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した後、厚生労働大臣指定した教員講習会を終了した者(柔道整復術の適応以外の教育内容を教授する場合に限る)	上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。	ア 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。)	イ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)	ウ 柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令(平成元年文部省・厚生省令第5号。以下「旧改正規則」という。)による改正前の指定規則別表第3「解剖学、生理学、衛生学(消毒法を含む。)、診療概論、臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)	専門分野	次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者	1 医師	2 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者	上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。	ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)	イ 旧改正規則による改正前の指定規則別表第3に規定する柔道整復師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)
基礎分野	教授するのに適当と認められる者																						
	教授するのに適当と認められる者とは、次のいずれかに該当すること。																						
	ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)																						
	イ 担当科目について、教育職員免許法第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者																						
専門基礎分野	次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者																						
	1 医師																						
	2 教職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第65条の5に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者																						
	3 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した後、厚生労働大臣指定した教員講習会を終了した者(柔道整復術の適応以外の教育内容を教授する場合に限る)																						
	上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。																						
	ア 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。)																						
	イ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)																						
ウ 柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令(平成元年文部省・厚生省令第5号。以下「旧改正規則」という。)による改正前の指定規則別表第3「解剖学、生理学、衛生学(消毒法を含む。)、診療概論、臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)																							
専門分野	次の各号に掲げるものであって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者																						
	1 医師																						
	2 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者																						
	上記と同等以上のものとは、次のいずれかに該当する者をいうこと。																						
	ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(所協については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)																						
イ 旧改正規則による改正前の指定規則別表第3に規定する柔道整復師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)																							

柔道整復師養成施設自己点検表

自己点検		判定	確認書類																										
<p>3 教員等に関する事項(つづき)</p> <p>(3) 教員のうち6人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数30人までを増すごとに1を加えた数)以上は、別表第2専門基礎分野の項各号若しくは同表専門項第2号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員であること(指定規則第2条第7号)</p> <p>○設置年度にあっては4人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人を増すごとに1を加えた数)</p> <p>○設置の翌年度にあっては5人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人を増すごとに1を加えた数)</p> <p>[※改正前認定学校養成施設においては、令和2年3月31日までの間は、従前の例による](指定規則第2条第7号)</p> <p>(3) 教員のうち5人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数30人までを増すごとに1を加えた数)以上は、別表第2専門基礎分野の項各号若しくは同表専門項第2号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員であること(指定規則第2条第7号)</p> <p>○設置年度にあっては3人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人を増すごとに1を加えた数)</p> <p>○設置の翌年度にあっては4人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人を増すごとに1を加えた数)</p>																													
<p>(4) 教員は、1つの養成施設に限り専任教員となり、その養成施設における養成に従事する。(指導要領6(6)、6(7))</p>		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																											
<p>(5) 専任教員は、臨床実習施設において臨床に携わることにより、臨床能力の向上に努めている。(指導要領5(8))</p>		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																											
<p>(6) 専任教員のうち少なくとも2人は柔道整復師の教育に関し、5年以上の経験を有する者とする。(指導要領5(9))</p>		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																											
<p>(7) 柔道整復師である教員を2人以上専任としているか。(指導要領5(10))</p>		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																											
<p>(8) 1教員の1週間当たりの授業時間数は、15時間を標準としているか。(指導要領5(11))</p>		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	・ 時間割																										
<p>(9) 教員の出勤状況が確実に記録されているか。(指導要領5(12))</p>		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	・ 出勤簿																										
<p>(10) 養成施設は、柔道整復を行う施術所、医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理を行うため、専任教員のうち実習調整者1名以上配置しているか。(指導要領6(13))</p>		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																											
<p>4 教育に関する事項</p> <p>(1) 教育の内容は以下の内容以上か。(指定規則第2条第3号及び別表第1、指導要領別表1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育内容</th> <th>単位数</th> <th>教育の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎分野</td> <td>14</td> <td>科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専門基礎分野</td> <td>15</td> <td>人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力及び判断力を養う。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>適切な柔道整復術を行うため、柔道整復が適応されるか否かの判断能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整復師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。柔道により、柔道整復の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専門分野</td> <td>10</td> <td>柔道整復の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整復の施術を行うことのできる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>柔道整復術に必要な知識と技能を習得し、問題解決能力を養う。柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>種々の外傷に必要な予防(高齢者、競技者等)と治療の技術を修得する。また、柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる臨床的観察能力、分析力を養う。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>柔道整復師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する知識を習得し、患者との適切な対応を学ぶ。また、施術者としての責任と自覚を学ぶ。</td> </tr> </tbody> </table>		教育内容	単位数	教育の目標	基礎分野	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。	専門基礎分野	15	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。	11	健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力及び判断力を養う。	2	適切な柔道整復術を行うため、柔道整復が適応されるか否かの判断能力を養う。	8	国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整復師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。柔道により、柔道整復の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。	1	人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。	専門分野	10	柔道整復の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整復の施術を行うことのできる能力を養う。	17	柔道整復術に必要な知識と技能を習得し、問題解決能力を養う。柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。	17	種々の外傷に必要な予防(高齢者、競技者等)と治療の技術を修得する。また、柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる臨床的観察能力、分析力を養う。	4	柔道整復師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する知識を習得し、患者との適切な対応を学ぶ。また、施術者としての責任と自覚を学ぶ。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	・ 教育課程表 シラバス
教育内容	単位数	教育の目標																											
基礎分野	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。																											
専門基礎分野	15	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。																											
	11	健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力及び判断力を養う。																											
	2	適切な柔道整復術を行うため、柔道整復が適応されるか否かの判断能力を養う。																											
	8	国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整復師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。柔道により、柔道整復の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。																											
1	人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。																												
専門分野	10	柔道整復の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整復の施術を行うことのできる能力を養う。																											
	17	柔道整復術に必要な知識と技能を習得し、問題解決能力を養う。柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。																											
	17	種々の外傷に必要な予防(高齢者、競技者等)と治療の技術を修得する。また、柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる臨床的観察能力、分析力を養う。																											
	4	柔道整復師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する知識を習得し、患者との適切な対応を学ぶ。また、施術者としての責任と自覚を学ぶ。																											
<p>○教育課程の編成は、99単位以上で、750時間以上の講義、実習等を行うこと。(指導要領7(4))</p>		<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>																											

「専任」とは他に常勤の職を有しないことを指す。

①「専任」と認められる例

- ・大学等の非常勤講師
- ・病院等の非常勤職員(医師等)等々

②「専任」と認められない例

- ・教員個人が病院又は施術所等を経営している。
- ・他の学校の常勤職員等々

柔道整復師養成施設自己点検表

自己点検			判定	確認書類																													
<p>〔※改正時に、必要な技術及び技能を習得中の者に係る教育の内容については、従前の例によることができる〕 (指定規則附則2号)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>教育内容</th> <th>単位数</th> <th>教育の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎分野</td> <td>科学的思考の基盤人間と生活</td> <td>14</td> <td>科学的・理論的思考力を育て、人間性を高め、自由で主体的な判断力を培う内容とする。生命倫理、人権とその尊厳についても幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専門基礎分野</td> <td>人体の構造と機能</td> <td>13</td> <td>人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>疾病と傷害</td> <td>12</td> <td>健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力、判断力を養う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専門分野</td> <td>保健医療福祉と柔道整復の理念</td> <td>7</td> <td>国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整復師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。 柔道により、柔道整復の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。</td> </tr> <tr> <td>基礎柔道整復学</td> <td>9</td> <td>柔道整復の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整復の施術を行うことのできる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>臨床柔道整復学</td> <td>14</td> <td>柔道整復術に必要な知識と技能を修得し、問題解決能力を養う。柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>柔道整復実技 (臨床実習を含む。)</td> <td>16</td> <td>種々の外傷に必要な予防と治療の技術を修得する。また、柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる技術を養う。 臨床的観察能力、分析力を養い、臨床における実践的能力を修得する。</td> </tr> </tbody> </table>						教育内容	単位数	教育の目標	基礎分野	科学的思考の基盤人間と生活	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を高め、自由で主体的な判断力を培う内容とする。生命倫理、人権とその尊厳についても幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。	専門基礎分野	人体の構造と機能	13	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。	疾病と傷害	12	健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力、判断力を養う。	専門分野	保健医療福祉と柔道整復の理念	7	国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整復師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。 柔道により、柔道整復の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。	基礎柔道整復学	9	柔道整復の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整復の施術を行うことのできる能力を養う。	臨床柔道整復学	14	柔道整復術に必要な知識と技能を修得し、問題解決能力を養う。柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。		柔道整復実技 (臨床実習を含む。)	16	種々の外傷に必要な予防と治療の技術を修得する。また、柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる技術を養う。 臨床的観察能力、分析力を養い、臨床における実践的能力を修得する。
	教育内容	単位数	教育の目標																														
基礎分野	科学的思考の基盤人間と生活	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を高め、自由で主体的な判断力を培う内容とする。生命倫理、人権とその尊厳についても幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。																														
専門基礎分野	人体の構造と機能	13	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。																														
	疾病と傷害	12	健康、疾病、外傷及び障害について、その予防と治療に関する知識を修得し、理解力、観察力、判断力を養う。																														
専門分野	保健医療福祉と柔道整復の理念	7	国民の保健医療福祉の推進のため、柔道整復師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。 柔道により、柔道整復の源を学ぶとともに、健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。																														
	基礎柔道整復学	9	柔道整復の枠組みと理論を理解し、系統的な柔道整復の施術を行うことのできる能力を養う。																														
	臨床柔道整復学	14	柔道整復術に必要な知識と技能を修得し、問題解決能力を養う。柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。																														
	柔道整復実技 (臨床実習を含む。)	16	種々の外傷に必要な予防と治療の技術を修得する。また、柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる技術を養う。 臨床的観察能力、分析力を養い、臨床における実践的能力を修得する。																														
(2)	1学級の定員が30人以下となっているか。(指定規則第2条第8号)	<input type="checkbox"/>	適・否	<input type="checkbox"/>	出勤簿																												
(3)	実際の授業時間数が学則で定める時間数より少なくないか。 ○講義及び演習についてはおおむね15時間から30時間、45時間の範囲で定めること。(指導要領7(2)) ○臨床実習については1単位45時間の実習とすること。(指	<input type="checkbox"/>	適・否	<input type="checkbox"/>	出席簿 講義録																												
(4)	昼間の課程においては、授業は昼間行われているか。夜間授業も行われているか。(指導要領7(5))	<input type="checkbox"/>	適・否	<input type="checkbox"/>	時間割																												
(5)	夜間課程においては、夜間(午後6時以降)の授業の時間は1日(5) 昼間授業は実習などやむを得ないと認められる場合に限り行われているか。	<input type="checkbox"/>	適・否	<input type="checkbox"/>	時間割																												
(6)	学則に定められていない臨時休校等が行われていない。(指導要領7(7))	<input type="checkbox"/>	適・否	<input type="checkbox"/>																													
(7)	教員が欠席した場合には可能な限り振替授業を行う等、休講の時間が(指導要領7(8))	<input type="checkbox"/>	適・否	<input type="checkbox"/>	講義録																												
5	実習に関する事項 (1) 臨床実習は適切に行われているか。(指導要領8(1)~(5)) ①臨床実習施設として、附属の臨床実習施設又は施術所、また、必要 ②附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置し 直接指導にあたり実習を行う施設をいう。 ③医療機関等とは、病院、診療所、スポーツ施設及び機能訓練指導員 ④臨床実習は、付属の臨床実習施設、施術所で実施することを基本と ⑤施術所は、5年以上の開業実績等の指導要領8(5)に定める要件を満たしていること。	<input type="checkbox"/>	適・否	<input type="checkbox"/>	出勤簿 出席簿 講義録																												

1名でも超過していれば、もう1クラス設けること。  
※留年する学生を含めて学級定員を超過する場合も、2クラス設けなければならない。

テストを授業時間を含めることはできるが資格を有する教員による監督及び時間数を満たすことが必要。  
(授業時間としてみなせない例)  
①試験監督が事務職員→無資格教員による授業  
②テストの時間数が2時間と計上されているが、実際は60分で行っていた→1時間分の授業時間不足  
※①、②ともに補講の対象

柔道整復師養成施設自己点検表

自己点検		判定	確認書類
6 変更承認及び届出に関する事項	(1) 変更承認若しくは届出書の提出が必要とされる学則等の変更について、必要な手続きを経ずに変更し、運用していないか。(施行令第4条、指定規則第4条、指導要領10(4))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	過去の申請書類
	①変更にあたり事前に承認が必要な事項 ○修業年限の変更 ○教育課程の変更 ○定員の変更 ○校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図の変更	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	②変更後1ヶ月以内届出が必要な事項 ○設置者の氏名及び住所 ○養成施設の名称、所在地 ○学則(修業年限、教育課程、入学定員の変更は事前に承認申請が必要)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	過去の提出届書類
	③変更3ヶ月前に届出が必要な事項 ○入学料、授業料等生徒納付金の新設又は変更	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	(2) 入学料、授業料等生徒納付金を新設し又は金額を改訂した場合に、経理計画書を提出しているか。(3カ月前まで)(指導要領10(4))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	学則
7 その他	(1) 養成施設として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	資産原簿 出納簿 予算決算書 学則 募集要項
	(2) 会計帳簿等収支状態を明らかにする書類が整備されているか。(指導要領11(5))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	(3) 養成所の経理が他と明確に区分されているか。(指導要領10(2))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	(4) 入学料、授業料等は適当な額であり、学則で定めた以外の生徒納付金は一切徴収していないか。(指導要領10(3))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	(5) 以下の表簿すべてが備えられ、学籍簿については20年間その他の表簿については5年間保存されているか。(指導要領11)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	①学則、日課表及び学校日誌	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	②職員の名簿、履歴書及び出勤簿	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
	③学籍簿、出席簿及び健康診断に関する表簿	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
④入学者の選考及び在校生の成績考査に関する表簿	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>		
⑤資産原簿、出納簿及び予算決算に関する表簿	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>		
⑥器械器具、標本及び模型、図書並びにその他の備品の目録	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>		
⑦往復文書処理簿	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>		
(6) 専任の事務職員を有しているか。(指導規則第2条第17号)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	組織図	
(7) 管理及び維持運営の方法が確実であるか。(指導規則第2条第18号)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	運営全般	
点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)			

※記載要領

- ①事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
- ②判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
- ③小項目に1つでも「否」がチェックされた場合は大項目も「否」とする。
- ④確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。  
なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日： 年 月 日

設置者氏名：

記載者氏名：